

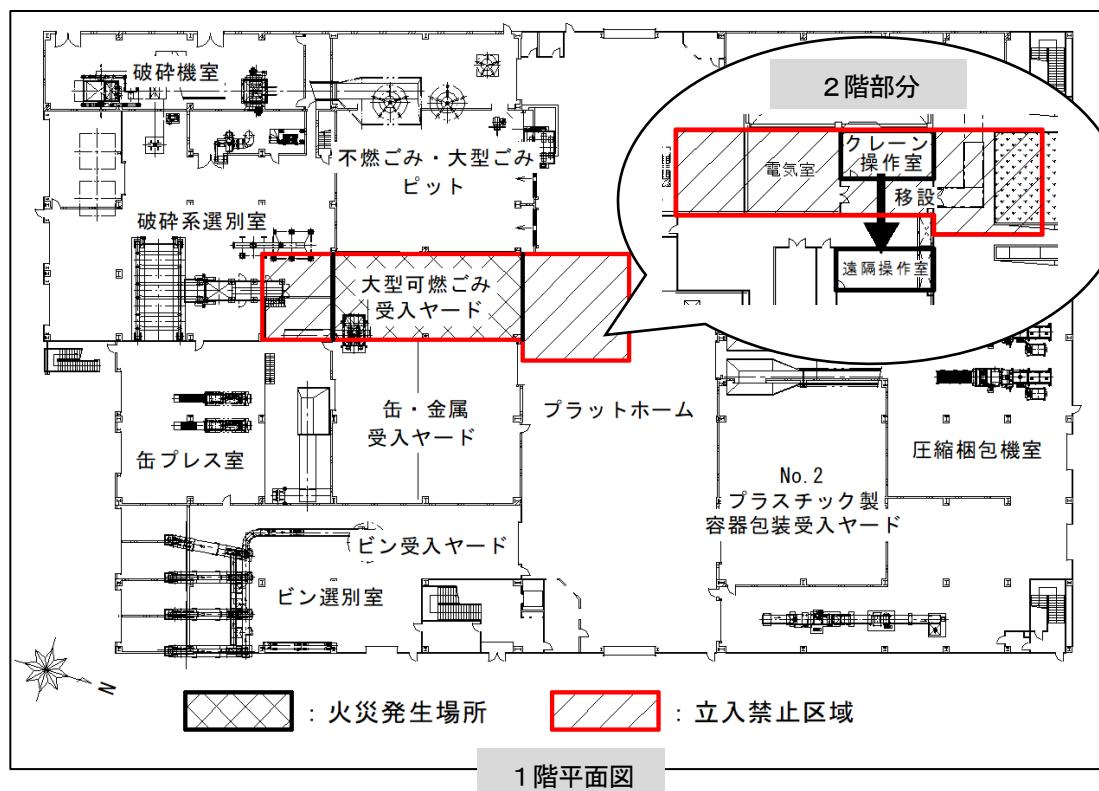
リサイクルプラザ藤沢の火災対応に係る進捗状況等について

令和7年9月4日に発生した火災の影響を受けた、リサイクルプラザ藤沢の不燃ごみ・大型ごみの処理施設及びペットボトル等の資源化施設の復旧に向けた進捗状況等について報告するものです。

1 処理機能の復旧スケジュールについて

12月23日に事業者から建物火害調査の結果が示され、建物を支える鉄骨の一部に補強や交換が必要な箇所があることが判明しました。この対応が完了するまで「不燃ごみの処理作業を行うクレーン操作室」、「大型可燃ごみ受入ヤード」などが立入禁止区域となり、不燃ごみ・大型ごみの処理再開時期を見直す必要が生じました。

不燃ごみについては、処理再開の遅れを最小限に抑えるため、クレーン操作室の設備を立入禁止区域外へ移設し、遠隔操作で処理を行う方針としました。



この移設工事のため、処理再開は当初予定の1月から2月上旬に変更となりました。大型ごみについては、6月に設備の復旧を予定していますが、処理作業を受入ヤードで行う必要があるため、処理再開は受入ヤードへの立入禁止が解除された後となり、現時点では未定な状況です。

資源物の処理については、予定どおり3月からの処理再開を目指しています。

<火害調査の結果（概要）>

（1）鉄骨部分の状況

- ・梁、プレース等の補強・交換が必要。

（2）立入禁止区域

- ・不燃ごみの処理作業を行うクレーン操作室
- ・大型可燃ごみ受入ヤード（出火場所）
- ・缶受入ヤードの一部

（3）不燃ごみ・大型ごみの処理再開時期

- ・不燃ごみ クレーン操作室の設備の移設により2月に変更
- ・大型ごみ 立入禁止区域の解除後

<復旧スケジュール>【当初】【見直し後】

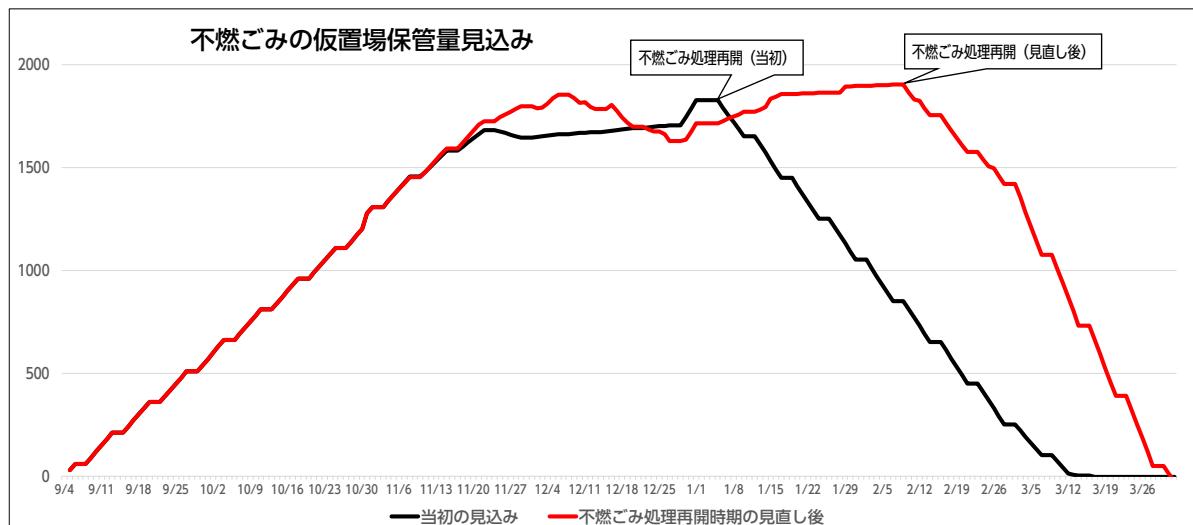
区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
不燃ごみ・復旧			■		★				
資源物・復旧						★			
大型ごみ・復旧									未定

2 建物本体の復旧について

1月末に事業者から提示された建物復旧計画に基づき、復旧範囲を精査するとともに、火災の再発防止策を検討し、効率的かつ最適な復旧を進めます。また梁交換等の復旧工事に伴い、不燃ごみ・資源物処理設備の一定期間の停止が必要となるため、処理設備の稼働状況等と調整し、できる限り処理等への影響の縮小を図ります。

3 仮置場の状況と不燃ごみの保管量

リサイクルプラザ藤沢での不燃ごみの処理再開が遅れたため、当初の見込みよりも仮置場の保管量が増加しましたが、引き続き、施設での処理と市外での処理を並行して実施することにより3月末までに不燃ごみ保管量ゼロを目指します。



4 今後必要となる経費について

外部搬出経費等、今後必要となる経費は次のとおりです。なお、建物本体の復旧費用については、復旧範囲の精査や再発防止策などを検討しており現時点では未定ですが、別途必要となります。

(1) 外部搬出経費（民間事業者分）	180,427 千円（2月補正予算）
(2) 資源回収事業補助金	181,151 千円（2月補正予算）
(3) 建物本体の復旧費用	未定

＜計上済みの経費＞

・処理機能の復旧に係る経費	989,020 千円（1・2月補正予算）
・外部搬出経費（自治体分）	14,342 千円（現計予算）
・外部搬出・仮置場に係る経費 （自治体・民間事業者分）	398,513 千円（専決処分）

5 収集面での火災予防対策について

今回の火災を踏まえ、主に火災予防の観点から、リチウムイオン電池内蔵製品による火災リスクを低減し、火災が拡大しやすい可燃物との接触を避けるとともに、市民が危険性を正しく認識し適切に分別・排出できるよう、不燃ごみとして扱っていた品目の排出方法など（1）～（3）の見直しを行いました。

（1）不燃ごみから「可燃ごみ」への変更

ア 対象品目

靴、綿、羽毛入り衣類、スポンジ、座布団、クッション

イ 変更理由

リチウムイオン電池などに起因した発火事故が発生した際に、「不燃ごみ」の近くに綿入り衣類などの可燃物があると引火して火災拡大の危険性があるため。

（2）不燃ごみから「特定処理品目」への変更

リチウムイオン電池等が内蔵され、電池類が取り外せない小型の電気製品を「充電式小型家電」として「特定処理品目」に追加し収集します。

ア 対象品目 充電式小型家電

（例）スマートフォン、タブレット、携帯扇風機、電気シェーバー、電動歯ブラシ、スマートウォッチ、ワイヤレスイヤホン など

イ 変更理由 火災の原因として考えられている「リチウムイオン電池内蔵製品」を「特定処理品目」として適切に収集し、塵芥収集車、処理施設での火災リスクを低減させるため。

※膨張したリチウムイオン電池は、収集時等に発火の恐れがあるため、現在と同様にリサイクルプラザ藤沢への持込とします。

(3) 特定処理品目の名称変更

(変更前) 特定処理品目 (変更後) 危険ごみ・テープ類

(4) 実施時期

令和8年4月（1月中旬から3月末までを移行期間として実施）

6 市民に向けた情報提供・周知について

施設の復旧状況や停止している業務の再開時期等については、随時ホームページ、公式LINE、ごみ分別アプリを活用し、引き続き周知を行っていきます。

不燃ごみの品目変更等については、広報ふじさわ、収集日程カレンダー（2月下旬から配布予定）でも周知を行います。

新たに、消防局と連携した取組として、リチウムイオン電池の処分方法や、誤った取り扱いによる危険性を含めた周知として、2月23日から3月1日まで広報番組「ふじさわ情報ナビ」の「カラフルフジサワ」で放映を予定しています。

以上

（事務担当 環境部 環境施設課 環境事業センター 環境総務課）